

## 理事・監事の候補に選任に関する運営細則

第1条 理事・監事の候補の選任は、理事・監事候補選定委員会において行う。

第2条 理事・監事の候補選定委員会は、次の各号に掲げる者から構成され、定時評議員会開催時に理事・監事候補者を推薦する。

- ① 会長・副会長から1名
- ② 専務理事
- ③ 常務理事から1名
- ④ 地域理事・協力団体選出理事を除く理事から3名を業務執行役員が推薦する。
- ⑤ 事務局から1名

附則 この細則は、平成26年12月1日より施行する。

## 技術提供料規程

第1条 この規程は、本会の円滑な運営を行うとともに、経費の適切な支出を図ることを目的とする。

第2条 この規程は、本会の業務遂行に必要と認められた者が、各大会にかかわる技術提供を事前に実施するときに提供する。

第3条 技術提供とは、日本陸連の公認審判員及び日本陸連登録者である者が、コース計測等専門技術を必要とする時に提供するもの。

第4条 一回につき5,000円を支払う。(源泉徴収額500円)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決定とする。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和3年5月15日より施行する。